

2015年陽春号目次

1. 最近の個人情報保護にかかわる法制度の改正とPマーク事業者対応
2. シリーズ：Pマーク取得のための勘どころ（第10回：文書審査）
3. 平成26年度における保険代理店のPマーク取得動向
4. 「やさしい情報セキュリティ」その2：ウィルス対策について
5. トムソンネットからのお知らせ

1. 最近の個人情報保護にかかわる法制度の改正とPマーク事業者対応

- ①保険業法の施行細則案等の公表(2015.02.18)の中で「個人情報取扱いに関する社内規則の策定」が体制整備義務として、新たに制定され、2015.5実施とされています。
- ②個人情報保護法改正案が閣議決定(2015.03.10)され、2005年全面施行後10年ぶりの大改正であり今国会で審議され、法案が成立後に政令や個人情報保護委員会規則などが制定される予定です。
- ③マイナンバーが2015.10.01から全国民に通知され、税・社会保障・災害対策の分野で2016.01から順次実施されます。
- ④個人情報保護法の経済産業分野を対象とするガイドラインが改訂(2014.12.12)され、Pマーク取得事業者の留意点として、追加されました。

(1) 保険業法の施行細則案等の公表(2015.02.18)

保険募集にかかわる保険業法改正(2014.05.23)を受けて、保険業法施行令、保険業法施行細則、保険会社向けの総合的な監督指針の各案が2015.02.18に公表されました。

- ① 保険業法施行令案では、保険業法第305条を受けて、新設された保険募集人に関する立入検査等の権限を財務局長に委任するとしています。(同法第49条)
- ② 保険業法施行細則では、新たに募集人に課される体制整備義務として、「個人情報取扱いに関する社内規則の策定」(規則第227条の9)が求められています。Pマーク取得代理店が優位に立って、際立つことになると考えられます。

このほかに課される主な体制整備義務として、・顧客への重要事項説明等 保険募集業務の適切な運営を確保するための社内規則等の策定および保険募集人に対する同社内規則等に基づいた適正な業務運営を確保するための研修の実施／・保険募集の業務(に密接関連するを含む)を委託する場合の当該業務の的確な遂行を確保するための委託先管理 が法令上の対応として求められています。

体制整備義務を怠ると、立入検査等(保険業法第305条)から業務改善命令、停止、登録取消し、抹消(同法第306条から308条)となります。

詳細な業法改正Q&Aが損害保険協会・生命保険協会のホームページに掲載されています。

<http://www.sonpo.or.jp/about/guideline/hokengyoho26/index.html>

http://www.seiho.or.jp/activity/guideline/pdf/insurance_law_qa.pdf

(2) 個人情報保護法改正案が閣議決定(2015. 03. 10)

内閣官房の法案概要資料では、個人情報保護法の改正のポイントは、次のように説明されています。

- ①個人情報の定義の明確化・・・「個人識別符号」を定義に加える。
- ②適切な規律の下で個人情報等の有用性を確保・・・「匿名加工情報」を定義し加工方法や取扱い等の規程を整備する。
- ③個人情報の保護の強化・・・いわゆる「名簿や規制」として、本人同意を得ない第三者提供（オプトアウト規定）の届出、公表などを厳格化。個人情報データベースを扱っていた者らが不正な利益を図る目的での提供や盗用を罰する「データベース提供罪」を新設し、「1年以下の懲役又は50万円以下の罰金」とした。
- ④個人情報保護委員会の新設及びその権限・・・「個人情報保護委員会」を新設して、主務大臣の権限を一元化。委員会は事業者に必要な報告もしくは資料の提出を求められるほか、立ち入り検査権限を付与する。また、現行の「特定個人情報保護委員会」を改組して吸収する。
- ⑤個人情報の取扱いのグローバル化・・・国境を越えた適用と外国執行当局への情報提供に関する規程の整備、外国にある第三者への個人データの提供に関する規程を整備する。

ただ、詳細は、今後の政令や個人情報保護委員会規則で定められるとする事項が多いようです。

JIPDEC ガイドライン(P マーク審査基準)の改正は、政省令の改正⇒ガイドラインの改正⇒JIS Q 15001の改正を経て行われるため、時期は未定ですが、早くて2016年下期くらいかと想定されます。

(3) マイナンバーが税・社会保障・災害対策の分野で2016. 01から順次利用

マイナンバーが2015. 10. 01から全国民に通知され、税・社会保障・災害対策の分野で2016. 01から順次利用されます。

保険代理店業務での対応詳細については、後日、個別に弊社との更新コンサル契約代理店にご案内の予定ですが、JIPDEC ガイドライン(P マーク審査基準)上の留意すべき点について、JIPDEC は2015. 5に公表し、2016. 01 審査から運用するとしています。

(4) 個人情報保護法の経済産業分野を対象とするガイドラインの改訂(2014. 12. 12)

改訂点の主なものは下記の通りですが、JIPDEC ガイドライン(P マーク審査基準)には包含されているため、今回の改正によるJIPDEC ガイドライン(P マーク審査基準)の変更はありません。

なお、運用上の留意点があげられています。

留意点の詳細については、必要に応じ個別に、弊社との更新コンサル契約代理店にご案内します。

- ・ 第三者からの適正な取得の徹底(要求事項 3. 4. 2. 2)
- ・ 社内の安全管理措置の強化(要求事項 3. 4. 3. 2)
- ・ 委託先の監督の強化(要求事項 3. 4. 3. 4)
- ・ 共同利用制度の趣旨の明確化(要求事項 3. 4. 2. 7 の d) 及び 3. 4. 2. 8 の f))
- ・ 消費者等本人に対する分かり易い説明のための参考事項の追記(要求事項 3. 4. 2. 4 など)

2. シリーズ：Pマーク取得のための勘どころ（第10回：文書審査）

取得申請が受理されると審査機関では「文書審査」を行います。申請書に添付された規程、様式類が「JIS Q 15001:2006」（以下、“JIS”）に合致しているかが審査の主旨です。審査はJISの要求事項「1」（適用範囲）項から「3.9」（代表者による見直し）項までの全項目について行われます。以下に、文書審査で“不適合”とされ勝ちな点を留意事項として述べ、もし不十分な事項があつて“指摘”となった場合の対応を後述します。

（1）規程、様式の留意事項について

①承認手順と同意（取得）手順

よく誤解されるのが、“承認”と“同意”です。前者は社内の責任者が認めることで、後者は（主に）本人が承諾することです。当然サイン（押印）する人や様式が異なります。

例を挙げれば、「3.4.2.6」（利用）の項で、特定した利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を利用する場合の承認手順と、必要に応じて本人から同意を得る手順が求められています。様式も承認する際に使うものと本人から得る同意ものとの両方が必要になります。

②様式と様式名

様式の名称は概ね3カ所に登場します。第一には規程の本文内で、次は様式そのものの標題、三つ目は記録様式を一覧表にした台帳ですが、この3カ所に記載された様式名は完全に一致していないといけません。よくあるのが“取扱い”と“取り扱い”の違いで、“表”と“簿”、“リスト”と“シート”の相違にも注意しましょう。

名称を揃える一つのコツは、記録の台帳を真っ先に固め、規程本文と実際の様式の標題を台帳に合わせることです。

③運用の時期

「3.3.1」（個人情報の特定）、「3.9」（代表者による見直し）などで定期的な見直し求められており、その時期を定めておかないと“運用手順”となりません。とは言いながら、各項に“毎年XX月”と規定するのは運用上堅くなってしまう恐れがありますので、“監査のXXカ月前（後）”、“年度計画で決める”としてもいいのですが、そのような場合は監査計画、年度計画を定める時期が「3.3.6」（計画書）に記述されていないといけないことになります。



（2）文書審査結果の指摘対応について

①現地審査前にすべきこと

申請書類に規程、様式類を添付して送った後、「PMS 文書審査チェックリスト」が返されて来ます。

その中で「不備及び確認事項」の欄に“○”以外の“×”や“△”が記入されていることがあります。これはいわゆる“不適合”か“不十分”に該当するもので、できるだけ現地審査前に対応（修正）を行い、現地審査の場で適合になったことを確認したいものです。「不備及び確認事項」の欄に“現地”とあるのは、その事項について実際の運用を勘案した上でルールが適切なのか、或いはルール化が必要なのかを判断したいとの意味で、現地審査前に規程に手を入れる必要はありません。

②現地審査後にすべきこと

もし現地審査時点でも対応に不適切な点があれば、運用や安全管理措置の不適合と併せて「現地審査指摘文書」に書かれますので、現地審査後に対応することになります。

「不備及び確認事項」の欄に“現地”があつて現地審査で適合とされても、そのままにしておくとも2年後の審査でも同じことになります。審査員のアドバイスを受けながら適切な規程にすべきです。

③対応措置完了後にすべきこと

指摘事項への対応が全て完了した後、次回の審査の際にうっかり対応前の規程を提出してしまうことのないよう、規程、様式類を正規のファイルに併合しておきましょう。電子ファイルも正規の名称、版として保存しましょう。

3. 平成26年度における保険代理店のPマーク取得動向

平成26年5月に保険代理店におけるPマーク取得事業者が、遂に100社を超えました。
また、26年度に新たにPマークを取得した代理店は16社で、昨年末のPマーク取得代理店数は107社となりました。以下JIPDEC公表資料によって26年度の動向をみていきます。

(1) 26年にPマークを取得した保険代理店

時期	件数	Pマーク取得代理店名（所在）
1月	2	株式会社プラネット（東京都）／株式会社シティネット（東京都）
2月	1	株式会社エヌ・ケイ・クリエイト（大阪府）
3月	1	ハートリンクコンサルティング株式会社（大阪府）
4月	2	株式会社トラストライフ（宮城県） マイコミュニケーション株式会社（愛知県）
5月	3	株式会社日本ビジネス（千葉県）／株式会社プルス（千葉県） 株式会社アネックスライフ（長野県）
6月	4	株式会社アイ・エフ・クリエイト（東京都） 株式会社ワールドファミリー（東京都） 有限会社内田保険事務所（神奈川県）／株式会社マイペース（神奈川県）
7月	1	有限会社トラストワン（神奈川県）
9月	1	株式会社エクセル（福島県）
11月	1	有限会社フィード（東京都）
合計	16	

6月までの前半だけで13社がPマークを取得したため、年間ベースでの大量増加が期待されましたが、後半は伸びが止まった形となり、最終的には年間16社の取得に留まりました。

なお、直近の3年間の推移は、

年度	平成24年	平成25年	平成26年	合計
件数	22	17	16	55

となっており、保険代理店におけるPマーク取得事業者（107社）の約半分は、ここ3年以内にPマークを取得したもので、漸く保険代理店のPマーク取得が浸透してきたことが窺えます。

(2) Pマーク更新状況

26年度にPマークの更新時期をむかえた保険代理店は54社ありました。
Pマークの更新回数別に更新状況を示したのが下表です。

更新回数	5回目	4回目	3回目	2回目	初回更新	合計
更新対象社数	1	12	7	9	25	54
内、更新社数	1	12	7	9	19	48
更新率	100%	100%	100%	100%	76%	89%

表の通り、更新を重ねている代理店と初めての更新を迎えた代理店に大きな差がみられました。

- ① 更新を重ねている保険代理店は、Pマーク運用も定着化して、26年に更新をむかえたすべての代理店において更新を済ませました。
- ② 一方、初めての更新を迎えた保険代理店では、一部がPマーク運用に耐えられず、「取り敢えずPマークは取得したが、更新はできなかった」という代理店が6社ありました。

4. 「やさしい情報セキュリティ」その2：ウイルス対策について

今回は「ウイルス対策」についてです。

コンピュータウイルスによる被害のことは TV や新聞で極く一般的なニュースとして取り上げられるようになり、誰もが知っている事象と思われれます。

一方、いわゆる社会的信頼の根底を揺るがす銀行口座からの違法引き落としや、企業・公的機関の機密情報へのアクセスなどの“サイバー攻撃”がハッカーによって行われているとの印象が強く、発端として、パソコンウイルスが多数を占めていることは余り認識されていないようです。

以前はウイルスと言えば、パソコンの動作が遅くなる、ファイルが突然読めなくなる、などいわば“ローカル”な被害に留まるものでした。所が今や、感染した1台のパソコンからサーバに波及し、社会現象になるまでになっています。

言い換えれば、ウイルスの被害者が加害者の立場になることを意味します。ここで、日常的に使用するパソコンについて対策を述べてみたいと思いますが、スマホにおいても趣旨は同様です。



(1) メールからの感染

①添付ファイル

怪しげな添付ファイルは開かないのは常識になっていますが、後にも先にもウイルス対策ソフトをインストールし、特別なパソコンを除いて“パターンファイルの更新”を“自動”にすることが肝要です。添付ファイルを開く時、ファイルの種類に従って Word、Excel、Acrobat Reader などのアプリケーション（アプリ）が起動し、その中でウイルスチェックも行われます。これらのアプリについても“自動アップデート”が望まれます。OS もできるだけ最新版を使いたいものです。しかし、著名なもの以外にアプリには多数の種類があり、その全てが Word や Excel レベルの検出性能があるとも限りません。添付ファイルは、信頼の置ける既知のファイル以外、一旦“名前を付けて保存”し、そのファイルにウイルスチェックを掛けた後に開くべきです。

②メール本文

メールを開いた時、大小のフォントが混じっていたり、画像が表示されたりするものは“HTML メール”と呼ばれます。技術的な表現では“html 形式”、“リッチテキスト形式”です。この HTML メールに“スクリプト”という小さなプログラムを含ませることができるため、悪意があればメールを開いただけでウイルスに感染させることができます。対抗して、受信のオプションの設定ですべての電子メールをテキスト形式で受信するようにすればスクリプトが作動するのを防ぐことができます。

従って、ビジネスマナーの基本として HTML メールは使わないようにしたいものです。Outlook の場合は、オプションの“すべての標準メールをテキスト形式で表示する”にチェックを入れれば済みますが、スマホではこのオプションがない機種やメーラもあります。

(2) ダウンロードしたファイルからの感染

近年ホームページの閲覧、動画の再生（YouTube など）をしていると“親切な案内”がよく表示されます。“スパイウェアが発見されました”、“パソコンの性能が低下しています”などですが、これらの誘いに乗ってソフトをダウンロードすることは決してしないことです。

また、求めているソフトをインストールしている最中、“このソフトもいかが？”と案内が現れ、デフォルト（標準）として“YES（はい）”が設定されている場合があります。よく見受けられるのがツールバー（Baidu など）、日本語入力（Google など）やセキュリティソフト（McAfee など）です。目指すソフト以外はダウンロードしないようにしましょう。直接ウイルスの危険があるということではありませんが、“お勧めソフト”のインストールを安易に承諾しないクセを身につけるためです。

5. トムソンネットからのお知らせ

平成27年度（28年3月末まで）は、保険代理店にとってPマーク取得に最適な時期です！

Pマークニュースでもこれまで何回か触れましたが、今後の保険代理店を取り巻く環境は、保険業法の改正に伴う個人情報保護の強化要請や個人情報保護法の改正、マイカード対応などが重なり、27年度は、それらの課題に対して何らかの対応が不可欠な年となります。

こうした一連の個人情報保護に対する最も効果的な対応方法として、挙げられるのが「Pマークの取得」です。

業法改正が施行を踏まえれば、出来れば平成28年3月までにPマークの取得を済ませておくことが、内外に信頼に足る保険代理店であることを示すこととなります。

このため、28年3月までにPマークを取得されることを強くお勧め致します。

就きましては、弊社は、数多いPマークコンサル事業者の中でも、唯一保険代理店に特化したPマーク取得支援を行っているコンサル機関です。豊富なPマークコンサル経験と合理的な価格・期間で、確実にみなさまの代理店をPマーク取得に導きます。

現在Pマークの取得をご検討中の代理店様は、是非、下記にご連絡を下さい。（お待ちしております！）

Pマークをはじめとして各種ご相談は下記で承っています。お気軽にどうぞ！

連絡先	株式会社トムソンネット	(http://www.tmsn.net/)		
〒101-0062	東京都千代田区内神田駿河台4-6	御茶ノ水ソラシティ13階		
電話	03-3249-9432	FAX03-5259-5835		
担当:	岩原 秀雄	TEL 090-5528-1712	平泉 哲史	TEL 090-3691-5343
	本間 晋吾	TEL 090-2762-4623		